

■個別排水処理事業の決算状況について

個別排水処理事業は、市が合併処理浄化槽を設置整備し、維持管理をする事業です。その会計は、一般会計とは別に個別排水処理事業特別会計として運営されています。これは、個別排水処理事業の歳入(使用料等)と歳出(建設費や維持管理費等)を明確にし、経営状況が明らかになるようにしているためです。

個別排水処理事業の平成28年度決算状況をお知らせします。
(各構成比は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合もあります。)

平成28年度個別排水処理事業特別会計決算の状況

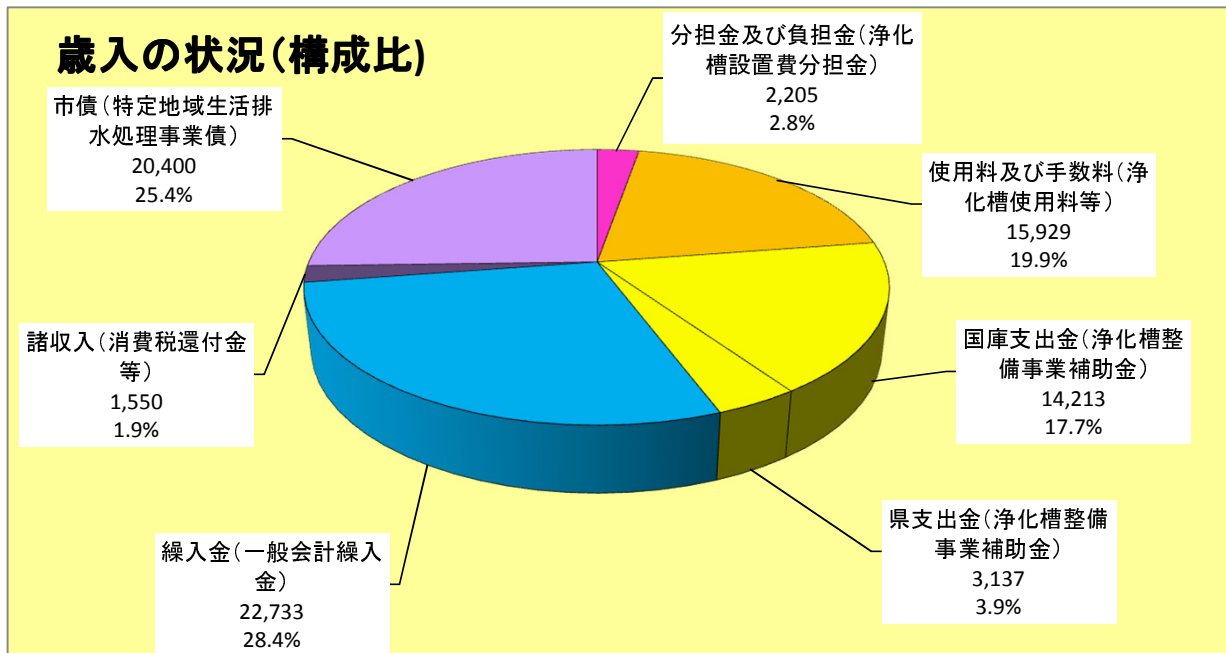
歳入

区 分	決算額(千円)	構成比(%)
分担金及び負担金(浄化槽設置費分担金)	2,205	2.8
使用料及び手数料(浄化槽使用料等)	15,929	19.9
国庫支出金(浄化槽整備事業補助金)	14,213	17.7
県支出金(浄化槽整備事業補助金)	3,137	3.9
繰入金(一般会計繰入金)	22,733	28.4
諸収入(消費税還付金等)	1,550	1.9
市債(特定地域生活排水処理事業債)	20,400	25.4
歳入合計	80,167	100.0

歳出

区 分	決算額(千円)	構成比(%)
浄化槽整備推進事業(浄化槽設置工事等)	42,093	52.5
管理総務費(職員給与費、使用料収納業務等)	7,731	9.6
浄化槽管理費(浄化槽の維持管理等)	26,583	33.2
公債費(長期債償還元金)	1,752	2.2
公債費(長期債償還利子)	2,008	2.5
歳出合計	80,167	100.0

歳入の状況(構成比)

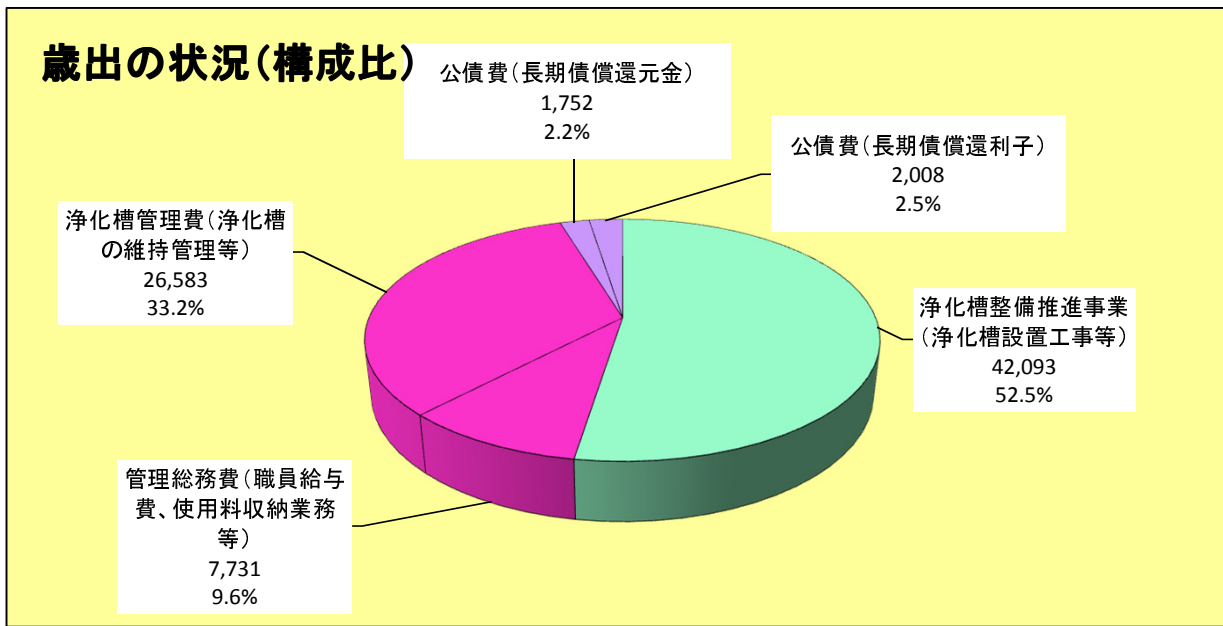


汚水を処理する費用は、合併浄化槽を使用している皆様から納めていただく使用料で賄うことが原則となっています。(使用者負担の原則)

しかし、現在はすべての費用を使用料で賄うことができないため、その不足分は市の一般会計から繰入金という形で市税等を投入し、使用者負担の軽減が図られています。

平成28年度の歳入の状況を見ると、使用料が1,592万9千円、構成比で19.9%であるのに対し、一般会計繰入金は2,273万3千円、構成比で28.4%と大きなウェイトを占めています。

市税は、合併浄化槽を使用されない方も含めた市民の皆様からご負担いただいているものであり、一般会計から過度に繰り入れることは、使用者負担の原則からも望ましいものではありません。そのため、定期的に使用料の見直しを行い、負担の適正化を図る必要があります。



歳入と歳出の状況を比較すると、浄化槽使用料が1,592万9千円に対して、その維持管理費が2,658万3千円であり、使用料で維持管理費を賄えない状況であることが分かります。

そのような中、“市民に安全・安心で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する”ことを下水道経営の基本方針として、平成28年度には、下水道事業(公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業(市設置型浄化槽)、コミュニティ・プラント事業)に関わる将来の「投資」及び「財源」を予測し、経営健全化や財源確保の対策を整理する「白河市下水道事業経営戦略」を策定しました。

また、総務大臣から「平成32年4月までに地方公営企業法を適用する」よう要請があり、効率的で健全な経営を図り、継続的に下水道事業を推進し、市民の生活を支える下水道サービスの向上に取り組むには、保有する資産を正確に把握し、負債を明確にするなど、経営状況の明確化を図ることが必要です。そのため、平成32年度に地方公営企業法を適用できるように、平成28年度より作業を進めています。